



広報

にしおこっぺ

2024
令和6年

秋号

No.336



第41回むら興しまつり「きこり競争」(令和6年8月25日)

主な内容

【頁】

- 議会通信……………2～10
- 各種おしらせ……………10～12
- ホテル森夢令和5年度決算の概要……………13
- 令和5年度各会計決算の概要……………14～15
- 村の人事行政の運営等の状況……………16～17
- 2024 ジュノーへの翼……………18～23
- 故森豊規氏に叙位「正六位」が授与されました…23
- ALT クリスティン・ハフ先生のエッセイ…25
- 敬老会が開催されました……………26

＝村づくりの合言葉＝

(第5期西興部村総合計画より)

▲▲▲▲ 夢、おこす村
 ▲▲★▲▲
 ▲▲▲▲
 ▲▲▲▲
 ▲▲▲▲

にしおこっぺ

LINE公式アカウント

@nishiokoppemura
友達登録でお得な情報をGET!

友だち 募集中



西興部村ホームページ <https://www.vill.nishiokoppe.lg.jp>

交通事故死ゼロ新目標 30年(令和7年1月30日達成予定)

議会通信

【第3回定例会（令和6年9月13日招集 会期1日間）】

■一般行政報告（菊池村長）

報告事項	報告内容
1. 工事請負契約等の締結について	令和6年第3回村議会臨時会（8月2日）以降の工事等発注状況（工事金額等が議決要件に満たないもの）について（別表1のとおり）
2. 寄附の受納について	令和6年8月1日から8月末日までの寄附の受納状況 ・ふるさと応援寄附金 9件 111万1千円
3. 令和6年度村表彰者の決定について	西興部村褒賞条例に基づく本年度の表彰者として、去る9月4日開催の表彰審査委員会に諮問の結果、別表2のとおり決定しました。
4. 諸要望について	去る8月22日、立憲民主党オホーツク地区政策懇談会が行われ、次の事項を要望しました。 ①国道239号線天北峠の視距改良工事の整備促進について ②主要道道遠軽雄武線（上藻地区）の整備促進について ③道営草地畜産基盤整備事業（草地整備型）の推進について

■審議された議案等と審議結果

議案番号	議案等	議案等の内容	審議結果
承認第1号	専決処分した事件の承認を求めることについて	令和6年度西興部村一般会計補正予算（第7号） 7月23日から24日にかけての大雨により被害を受けた村道の復旧にかかる費用の補正について審議しました。 （補正額）77万円 （補正後予算総額）27億3,718万7,000円	原案承認
承認第2号	専決処分した事件の承認を求めることについて	令和6年度西興部村一般会計補正予算（第8号） 歯科診療所のX線デジタル化更新事業について、科目を「工事請負費」から「備品購入費」へ組み替えるための補正について審議しました。 （補正額）967万3,000円を組替	原案承認
同意第1号	西興部村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	現委員の島田智仁氏が9月30日で任期満了となるため、引き続き委員に任命することに同意しました。	同意決定
同意第2号	西興部村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	現委員の菊川博幸氏が9月30日で任期満了となるため、引き続き委員に選任することに同意しました。	同意決定
認定第1号 ） 認定第6号	令和5年度西興部村一般会計及び5特別会計の決算認定について	令和5年度一般会計及び5つの特別会計の決算認定について、はじめに村長、副村長、企画総務課長から決算説明が行われ、引き続き桜井代表監査委員による決算審査意見が述べられた後、会計毎に質疑を行い、一般会計及び5特別会計の決算を認定しました。	原案認定
報告第1号	令和5年度西興部村一般会計継続費精算報告書の報告について	令和4年度～5年度の期間で実施した「森林公園改修整備」について、継続費精算報告書の報告を受けました。 （実績額）令和4年度 1億132万1,000円 令和5年度 1億7,669万3,446円 合計 2億7,801万4,446円	報告事項のため、採決はありません
報告第2号	令和5年度健全化判断比率等の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づくもので、西興部村の財政が健全に運営されていることが報告されました。	報告事項のため、採決はありません

議案番号	議案等	議案等の内容	審議結果
議案第1号	西興部村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	元職員が現職中に管理職という立場でありながら、外部関係団体会計からの横領事件を起こして逮捕されたことを受け、管理監督責任を明確にするため村長及び副村長自らの給料を減額するため、条例の一部改正について審議しました。 (改正内容) 村長：令和6年10月1日から2ヶ月(30%減) 副村長：令和6年10月1日から2ヶ月(20%減)	原案可決
議案第2号	西興部村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う、条例の一部改正について審議しました。	原案可決
議案第3号	財産の取得について	去る9月12日に見積合わせを実施した、「西興部歯科診療所デジタルX線装置」の購入について、条例で定める金額を超えることから、下記の内容について審議しました。 (取得の目的) 西興部歯科診療所医療機器購入 (取得する財産及び数量) デジタルX線装置 一式 (取得の方法) 随意契約(1者随意契約) (取得金額) 9,200,000円 (取得契約の相手方) 北海道歯科産業株式会社 代表取締役 山田 哲哉	原案可決
議案第4号	令和6年度西興部村一般会計補正予算案について	一般会計補正予算(第9号) 10月以降の実施を予定している新型コロナウイルスワクチン予防接種費用の負担軽減を図るための助成費用や令和5年度一般会計決算剰余金にかかる財政調整基金への積立金などの増額補正について審議しました。 (補正額) 4,709万9,000円 (補正後予算総額) 27億8,428万6,000円	原案可決
議案第5号	令和6年度西興部村国民健康保険事業特別会計補正予算案について	国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 令和5年度の事業費確定に伴い、既に交付済みの負担金及び交付金の返還等にかかる増額補正について審議しました。 (補正額) 178万3,000円 (補正後予算総額) 1億80万円	原案可決
議案第6号	令和6年度西興部村後期高齢者医療特別会計補正予算案について	後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 令和5年度の決算確定により繰越金を増額し、財源調整しました。	原案可決
議案第7号	令和6年度西興部村介護保険特別会計補正予算案について	介護保険特別会計補正予算(第2号) 令和5年度分の介護保険給付費および地域支援事業費の実績額確定に伴う還付経費にかかる増額補正について審議しました。 (補正額) 435万円 (補正後予算総額) 1億2,140万円	原案可決
議案第8号	令和6年度西興部村簡易水道事業補正予算案について	簡易水道事業会計補正予算(第1号) 収益的収入及び支出において、口座振込手数料などの必要経費にかかる増額補正について審議しました。 (補正額) 10万8,000円 (補正後予算総額) 9,914万円8,000円	原案可決
議案第9号	令和6年度西興部村下水道事業補正予算案について	下水道事業会計補正予算(第1号) 収益的収入及び支出において、口座振込手数料などの必要経費にかかる増額補正について審議しました。 (補正額) 9万9,000円 (補正後予算総額) 9,520万円9,000円	原案可決



議案番号	議案等	議案等の内容	審議結果
意見書案第1号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進することを国に求める意見書について議会として提案しました。 (提出者) 吉水 一男議員 (賛成者) 河田 宙議員	原案決定

別表1 工事請負契約の締結について

入札等執行年月日	工事名等	相手側	締結年月日	工期限年月日	契約金額(円)	予定価格(円)
R6.8.1	森林基幹道札幌ウエンシリ線法面改良工事	(株)大西組	R6.8.5	R6.12.10	7,128,000	7,282,000
R6.9.4	村内イントラネットワーク機器更新工事	東日本電信電話株式会社	R6.9.10	R7.3.19	30,800,000	31,680,000
R6.9.10	村有林シナノキ植栽事業	オホーツク中央森林組合	R6.9.10	R6.11.30	3,300,000	3,427,600
R6.9.12	令和6年度草地分(令和5年度補正予算)エゾシカ侵入防止電気柵購入	サージミヤワキ(株)札幌市営業所	R6.9.12	R6.10.30	3,486,560	3,565,100

別表2 令和6年度村表彰者一覧表

(敬称略)

表彰の種類	被表彰者		表彰の事由
	住所	氏名	
勤続表彰	奥興部	古川 彰	教育委員、農業委員、民生委員を通じ12年以上勤続されました。
勤続表彰	西興部	島 洋子	選挙管理委員、有線テレビ審議委員を通じ12年以上勤続されました。
勤続表彰	西興部	佐々木 富幸	スポーツ推進委員、マルチメディア事業推進委員、人権擁護委員を通じ15年以上勤続されました。
奨励表彰	上興部	上興部林業グループ	地域振興に必要な林業生産技術の研究、地域活動として村おこし祭における「木こり競争」の実施など永きにわたる活動を通して村の産業振興に寄与されました。

第三回定例会

一般質問

■人材確保対策について

(質問者 大原敏彦議員)

日本全体が労働力不足に陥っている現状であります。少子高齢化が進み、労働力の中心として生産活動を支える年齢を「生産年齢人口」というのですが、その人口が減少し続けている現状であり、各会社が貴重な労働力を奪い合う状況が生まれているところ です。このような状況下で、小規模自治体である本村の生活環境は、就労する方から見て、不便と感じるところでしょうか。このような状況の中、村内の企業において求人が大変厳しいところですが、一部の会社では、一定の期間就業することで償還金を免除する「就職準備金」を付与し、採用することができていたようですが、最近では厳しい状況とのことでございます。

さて、就職先を決める際、一番の決め手は労働条件であると思います。労働時間、残業、給与、ハラスメント対策など、労働環境が整っている会社を選ばれることはいうまでもありません。

先ほど述べましたが、小規模自

治体の本村は、若者が遊ぶ、買い物、飲食する場が少なく、不便を感じる感じ、敬遠されていると思います。

そこで村内の会社に就職したら、不便は変わらないが、それを少しでも補うような、例えば、給与上乘せ、へき地手当、給食手当、特別休暇などの労働条件を検討し、その費用の一部を村が助成していかないと、人材不足で村内の会社の存続が厳しくなるのではないのでしょうか。他の市や町の会社とはつきりとわかる、差別化を図る労働力確保対策が急務と考えますが村長のお考えをお聞きします。

(答弁 菊池村長)

ただいまの大原議員のご質問にお答えいたします。

日本の人口は二〇〇八年(平成二〇年)の一億二八〇八万人をピークに減少に転じており、一五歳から六四歳までの生産年齢人口は、それより前の一九九五年(平成七年)の八七一六万人をピークに減少に転じ、二〇二〇年(令和二年)では七四〇六万人で、この二五年で一三〇万人もの人数が減少しております。人口減少が今後も続く中、生産年齢人口も当然減少し、二〇五〇年にはピーク時

の六割程度まで減少すると見込まれていきます。

村内における生産年齢人口につきましては、国のピークだった一九九五年に七一人でしたが、二〇二〇年には五七六人となり、二〇五〇年には三〇六人になると推計(社人研R五推計)されており、ます。

生産年齢人口の減少は、地域における労働力不足にさらに拍車をかけるものであり、生産の継続やサービスの提供が困難になるなど、事業所自体の存続危機につながり、それは将来的に村の存続にも関わる大変重要な問題であり、優先して取り組むべき課題であると認識しております。

現在の人材確保に対する支援策ですが、「にしおこっぺ福祉会」に対しましては、奨学金貸与や就職準備金貸与、人材紹介会社等を活用して人材確保した際の支援、外国人介護福祉人材育成支援協議会への参加を行っております。オホーツク楽器工業に対しましては、技術者確保のための就職準備金貸与への支援を行うとともに、今年度初めての取り組みとなる、SNSを通じて人材確保にも新たに取り組んでいるところです。

では、起業に対する支援や従業員用住宅建設に対する事業所への支援などを行ってきたところであり、ます。

さて、ご質問にあります、「他の市や町の会社とはつきりと分かる差別化を図る労働力確保対策が急務と考えるが」とのことです。急務と考えるが、村内の大きな雇用場である、にしおこっぺ福祉会及びオホーツク楽器工業の人材確保対策にしましては、これまでの支援を引き続き継続するとともに、

支援の拡充などが必要なのか、関係者との協議を進めていきたいと考えております。その他の事業所に対しましては、労働条件や給与体系などは事業所ごとに異なることから一律の支援は難しいと考えておりますが、例えば、資格取得や研修に対する支援、事務所や休憩室など環境改善に対する支援などが考えられますが、それぞれの事業所において人材確保に向けて必要な支援は何か、ミスマッチがないように関係者と意見交換の場を設けるなどしてニーズを把握していきたくと考えております。

また、農業では、新規就農者に対する支援があり、その他の支援

具体的支援の要求があった場合、令和七年度の予算に反映する考えはあるのかどうかお聞きします。

(再答弁)

来年度に向けての予算要求がこれから各課で始まるわけであり、ですが、地域懇談会等も含めまして、人材確保に向けての対策等についてそれぞれの事業所がどのような考え方をしているか、やはり個人的な従業員の給与待遇に対することについては、直接村がと

いうことにはなかなか難しい状況でありますので、これからの西興部村が存続するための各事業所なり企業等の考え方を基に協議しながら、そこに村の支援ができるということであれば、できる限り来年度の予算に反映させていきたいと思っておりますが、いづれにいたしましても各企業との意見交換も踏まえながら、今後のことについて協議してまいりたいと思っております。

必要なのか、関係機関と協議を進めるとのことですが、協議の中で

■西興部村の今後の教育体制について

(質問者 大原敏彦議員)

西興部村の今後の教育体制について質問します。

令和三年第三回定例会において、山本議員がスモールメリット

を生かした特色ある教育について質問され、「義務教育の九年間において、系統性と発達段階に応じた連続性をもって指導に取り組むことが重要と考えており、地域の

現状や子どもたちの学びや育ちの現状と課題を的確に把握し、それらの課題解決のための効果的な手段として小中一貫教育に取り組むのかを今後丁寧に検討していきたいと考えている」と答弁し、議員の再質問に対し、「保育所での子どもたちの生活というのは大変重要であると考えておりますので、今後九年プラス二年三年という形で村ならではの教育を検討していきたいと考えております。」と答

弁されております。

山本議員の一般質問から既に三年が経過し、十分な期間があったところですが、どのような検討がされ、今後村の教育体制でいくところが最適な方策なのか、わかりやすい表現で答弁願います。

(答弁 飯束教育長)

西興部村の教育においては、小中学校の義務教育九年間を見通した目指す子ども像や教育課程などを共有し、学習指導などの一貫性に配慮した取り組みを推進するため、学校間の連携強化に努め、個々の児童生徒の実態を共有し、児童生徒の学習内容でつまずきや

すい部分に長期的な視点からきめ細やかな学習指導の工夫・改善に努めてまいりました。

さて、質問にあります「どのような検討がなされ、今後の村の教育体制について」でございますが、保育所とは、第五期総合計画の実施計画に位置づけている「外国語教育の充実」を図るため、令和四年度にA L Tと協議を行いその結果として「英語あそび教室」を月一回から二回の頻度で実施し、令和五年度以降もA L Tとの協議を経て月二回実施され、英語教育の充実を図っております。

また、令和四年度より、村教育委員会が主導し、保育士と小学校教員との交流機会を確保し、保育所と学校が情報共有を行う体制を構築し、小学校教育への円滑な連携と接続を目指す「スタートカリキュラム」の充実を図り、入学後の各教科で学習が円滑に接続されるよう努めております。

義務教育九年間の学びに関しては、「小中一貫教育」や「義務教育学校」という言葉だけが先走りして、特別な内容の教育が実施されるような印象を与える懸念があります。しかしながら、村における小中一貫教育は、教師の乗り入れ授業や小中学校が合同で行事を行ったりにしていることなど、これ

また、農業では、新規就農者に対する支援があり、その他の支援



までの小学校と中学校の教育内容を基本とし、学校間での理解を深め、小中学校の共通性と地域の特性を生かした教育を展開しております。

令和四年度は、村校長会における意見交換や、オホーツク教育局義務教育指導監を講師とした研修会の開催、村立小中学校教職員による村学校教育振興協議会の部会での教科の課題検討などに取り組んでおります。

具体的には、小学校の音楽授業を中学校教員が指導をおこなう乗り入れ授業の実施や、中学校教員が小学校の授業を参観するなど、学校間の積極的な交流を推進しております。

また、令和五年度には、村学校教育振興協議会と連携して、義務教育九年間の学校目標を設定し、系統性・連続性を強化したカリキュラムや単元配当表等の編成をおこない、小中連携と小中一貫教育の中核をなす「総合的な学習の時間」、「学習規律」、「学習スタイル」、「家庭学習」の四つの部門の協議を進め、その内容についてオホーツク教育局義務教育指導監による指導・助言を受けながら、教育課程や指導計画等の作成を行っております。

さらに、令和六年度において

も、全教員を対象とした小中学校教育研修会の開催や、英語の乗り入れ授業の実施と小中学校教職員間の授業参観などに積極的に取り組みながら、村における小中一貫教育の方向性を示す「西興部村小中一貫教育の基本方針(案)」の策定に向けて、村教育委員や校長会と協議を進めております。これにより、教育の質のさらなる向上を目指します。

最後に、小中一貫教育の学校施設形態には、施設一体型の義務教育学校と施設隣接型・分離型の小中一貫型小・中学校の二種類があります。今後の児童生徒数を考慮し、それぞれの特性に基づいた実施方法について、学校設置者や村学校教育振興協議会、村学校運営協議会、及び村議会、並びに村民の皆様のご意見なども反映しながら、最適な学校施設形態に移行していきたいと考えております。

(再質問)

三点ほど再質問いたします。三年前の山本議員の質問からちょうど三年、令和三年の第三回の定例会において、このような質問がされたのかなというふうに記憶しております。

その間、何の経過説明もなかったかのように思いますが、どのような形で進めていたのかというこ

とをご説明願いたいと思います。二点目、一貫教育の基本案の策定に向け、関係機関により進めていると申しましたが、どのような検討をされているか、何点が絞ってご説明願いたいと思います。

三点目、時間が経過するのは早く、早期に方針を決定しなければ、恩恵を受けない児童生徒がどんどん増えていくと思えますので、何年度まで検討していくのか。というのはある程度期間を切つてやらないと、ドラドラというふうなことになるかと思えます。期間をある程度明示しないと、校長も変わり、教員も変わりますので、簡潔に答弁願いたいと思います。

(再答弁)

まず一点目の経過説明がなかったということに対してお答えいたします。

議会に対しては、直接この小中一貫教育についての経過などは説明しておりませんが、教員との中で、学校長を中心として内部的な事務を詰めながら色々な課題が指摘されておりましたので、その辺を精査する中でようやく小中一貫教育の基本方針案というところまで届いた。

ただし、小中一貫教育は、今ま

でもそれを元に教育行政をやっておりますので、その中で、現場の方でできることは、現場の方で早く取り組むような形で、必要に応じて保護者などにも説明しながらやってきたということで、今後は小中一貫教育の基本方針が固まり次第、議会の方にも説明をしていきたいと考えております。

二番目の小中一貫教育の基本方針案につきましては、内容的には、村のこれまでの取り組みや村の小中一貫教育についてどのような方向性を示していけばいいのか、また、他で取り組まれている小中一貫の課題などを整理していきたく考えております。

また、小中一貫教育の目的、それから子どもたちに育てていただきたい姿というものも明確にしながら、その取り組みを明示していくと考えております。

そして小中一貫、また方法についても、義務教育学校、小中隣接型の小中一貫、学校もありますので、どういう方法が、うちの村の子供たちにとって最適なのかということも、この中で示していきたいと考えております。

小中一貫の教育のスケジュールですが、こちらの方もドラドラやるつもりはありません。

今後方針を決めた中で、それに

基づいて学校とも協議をし、年数については、色々な形態をとることによってお金や場所というものがありますので、皆さんと協議しながら、期間を決めていきたいと考えております。

(再々質問)

義務教育の九年間プラス保育の二年三年が重要であるということについて、村としてどのような考え方があるのかをお聞きしたいと思います。

(再々答弁)

保育所を含めた教育体制についての教育長としての考え方については、まずはできることをしていきましょうということを考えております。地域を踏まえて、管理側である村長部局とも協議しながら、九年プラス三年という教育をやっていくと考えております。

この村では、遊びや生活を通して一体的に生まれてくるのが大事と考えており、特色ある取り組み、例えば、小学校へ出向いて実施している英語、それから木育。その辺は昨年度から本格的に実践しておりますので、今後の内容につきましても、村長部局とも協議をしながら、方向性なりを検討していくような形になると思われま

す。教育に対しては、やっぱり連

携しながらやっていくことが重要と考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

■公営住宅でのペット飼育の認可について

(質問者 佐久間純一議員)
現在、村内の公的な住宅では、原則として、犬や猫などのペットの飼育は禁止されているため、飼育することはできません。

飼育した場合は、退去勧告を受けることになり、場合によっては、強制退去や高額な損害賠償を支払うことになる場合もあります。ただし、全国の一部では、ペットの飼育も可能な地域もあるようです。

民間企業が実施した調査では、二〇二四年四月現在で、全国でペットを飼っている人は「二八・六%」と、年々、ペットと共に生活したいと思う人が増えていると思えます。また、最近、テレビや雑誌などでペットを飼うことによる健康効果が集まるようになってきており、犬や猫などペットと触れ合うことが、心身の健康に良い影響を与えていると考えられています。一方で、少子高齢化を要因とした人口減少は、全国の過疎地で急速に進んでおり、本村でも昨年、

人口が一〇〇〇人を割り込むなど、大きな課題となっております。

西興部村は、自然豊かで、ペットと過ごすには最適な場所だと思えます。若者や夫婦でペットと共に「快適」な場所で生活したいと考えている人は必ずいると思えます。人口の維持確保が重要である

なか、ペットを飼育できる住宅が無いという理由で、村への移住が実現しなかったり、転出してしまったりすることがあるとしたり、大変残念なことです。

そこで質問ですが、現在の公住を、ペットを飼育できる公住として整備するなどして、ペット飼育の認可を考えていただきたいと思えますが、どうでしょうか。村の考えをお伺いしたいと思います。

(答弁 菊池村長)

誰もが居住できる公共住宅は、ペットアレルギーや鳴き声、糞尿の不始末など、共同生活の場として、多くの自治体ではペットの飼育を禁止しており、本村においても「公営住宅の設置及び管理に関する条例」により、入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない」と規定し、同条例施行規則に、犬、猫その他著しく他人の平穏を害し、又は他人に不快感を与える動物を公営住宅又はその敷地内で飼

育することを禁止する旨、具体的に規制しており、入居者の方々は快適でトラブルのない生活が営めるよう、公営住宅でのペット飼育を原則禁止としてきたところで

一方、社会的には、ペットセラピーの注目とともに、ペットの考え方も変化してきており、少子高齢化を背景とする核家族化が進む中、家族の一員として扱うべきとした考えも広がりを見せていることも承知しているところで

また、村内における人材確保が非常に厳しい状況下で、従来から飼っているペットを飼育できる住宅がないことから、村内で働くことを断念せざるを得ない状況となった事例も生じているようで、ペット飼育ができる住宅の必要性が問われる時代背景にあることも認識するところで

しかしながら、ペットに対する見解は人それぞれであり、鳴き声、動物臭に対する不快感など、全ての入居者がペット飼育を容認できるとは考えられませんし、ペットアレルギーをお持ちの方でも安心して居住できる住宅の確保も必要とされるなど、多くの課題があるのも事実です。

以上のことから、公営住宅全てをペット可能住宅とすることは、

この先も困難であると考えますが、今後、これらの問題点や課題を整理し、飼育可能動物等の飼育基準を作成し、近隣同居者の同意を得ながら、一部の住宅に限定したペット可能住宅の設置に向け、検討して参りたいと考えております。

(再質問)

前向きな回答をいただいたわけですが、ただいまの答弁に、当然ながら近隣同居者の同意を得ながら一部の住宅に限定したペット可能住宅の設置に向け、検討していただける回答をもらいましたが、ペットとともに使用できる公営住宅が果たしてあるのかという問題があると思えます。そこで整備するのに、ある程度の時間を要する場合は、数年にかけて検討していただけるのかどうか、再質問いたします。

(再答弁)

最近ではペットを家族として一緒に暮らすということが、時代背景からいっても、相当認知されている状況にありますので、公営住宅であってもペット飼育を認める必要性を感じております。

しかしながら、やはりペットを飼わない方と一緒に、飼う方と住まわせるというのは非常に難しい問題があるかと思えますので、

最近では人口減少とともに住宅に空きが出てきておりますので、例えば同じ住宅でも棟が分かれているような住宅をペット飼育できるような住宅に改善していくような方向も含めながら、なるべく既存の住まれている方々に迷惑のかけられない中で検討しながら進めてまいりたいと思えます。

そういった意味ではすぐ来年度から用意できるかは難しいわけですが、今後時間をいただきながら、できるだけ早い時期にモデル的にでもできるように考えていきたいと思っております。

■人口減少とその影響、対策について

(質問者 河田由議員)

日本全体の人口減少が進む中、北海道においては今年一月一日時点で北海道の人口は五六〇〇〇人減少し、五〇三万人となりました。オホーツク管内人口では四二二人減となり、オホーツク管内において西興部村の増減率はマイナス四・七六%と他市町村の中でも一番減少率が高くなっています。北海道の都市札幌においても例外ではなく、日本人が四八〇〇人減、旭川市がマイナス四〇三四人(日本人のみで)、他の道内の大きな都市を見てもマイナスとな



っております。

先日、私が所用で札幌定山溪のホテルに宿泊した際に、レストランバイキング会場に全体の半分以上外国人の方が働いておりました。日本人の方を見つけて出すほうが難しい位です。札幌市内様々な職種において人手不足は深刻であり、外国人を雇用しなければ維持運営が難しい場所も多いようです。都市でさえ人口減少、労働力不足で喘いでいます。

西興部村内において、高齢者世帯が増加していることにより地域コミュニティの弱体化が進んでおり、行政と共に地域コミュニティを育てていくのが非常に大切となっております。現在、町内会は町内会長、他役職に就く方が非常に少なく、町内会の維持運営も困難となっております。加えて町内にある街灯の電気代の出費が町内会費に多くの割合を締め、町内会行事を行う予算をつけることもままならない状況です。

すでに町内会の運営が限界にきていると言っても過言ではありません。これらのことを踏まえ、以下の通り三点質問致します。

一点目、この人口減少が村に与える影響について、村長はどのように認識していますか。併せて、村民が減ることに

よって町内会費収入が減っている

ことにつきまして、街灯電気代補助が既に八割補助されていますが、それでも町内会費を大きく圧迫している状況です。町内会役員となり人手不足、運営自体が限界に近い状況となっております。町内会として必要な役割を担っている町内会の限界が近づいておられます。この地域コミュニティ弱体化について、街灯電気代補助の上乗せも含め、西興部村として何らかの対応は考えておられますでしょうか。

二点目、都市部でも労働力不足が深刻化しております。西興部村においても、労働力確保につきましてどのような対策を講じていくお考えでしょうか。

また、都市部で外国人労働者の役割が増大している中で、西興部村でも各企業において外国人労働者の受け入れを行なっている、増やしている所があります。昨年も外国人労働に関する質問は致しましたが、昨年よりも村内人口が減っている現在、外国人の労働力は重要なものとなります。改めて外国人労働者の入職事一時的な支援のみでなく、継続的雇用支援策や受け入れ態勢の整備を考えておられますか。もし、考えているならば、どのような支援策をお考え

か、お聞かせください。

か、お聞かせください。

三点目、西興部村の観光施設である木夢、花夢、森夢、森林公園、興楽園庭園などの整備は、村の観光資源として、かつ村民の憩いの場として重要な役割を果たしています。これら施設をしっかりと整備していくことは村民の定住につながることに、観光客が増えることで西興部村の知名度上昇、村の収入増加にもなります。その中で、木夢館内については冷房を設置した所でありませんが、冷房が設置されていない場所で遊ぶ際に暑すぎても遊べる状況ではない。夏に一度来たら暑すぎたので、もう夏には来ないと思う、といった声が聞かれております。花夢においては、道の駅内に自動販売機以外にめばしいものがなく、飲食できるものも無い、ただトイレに寄るだけといった声があります。花夢には毎日のように運送会社の車が休んでいる姿を見ますが、トイレや飲料水の自動販売機しかなければ十分体を休ませることができないでしょう。これは観光で来村される観光客についても同様です。これら西興部村観光施設の今後の整備や活用について、どのような展望をお持ちでしょうか？ 観光促進や地域経済の活性化に向けた具体的な計画があれば

お聞かせください。

(答弁 菊池村長)

総務省は、七月二四日に住民基本台帳に基づく今年一月一日時点の人口動態調査を発表し、日本の総人口は、一億二四八八万五七五人で、前年比△〇・四二%で五三万七〇二人の減となりました。総人口のうち日本人は一億二五六万一八〇一人で、前年比△〇・七〇%で八六万一二三七人の減で、対前年減少数及び減少率は、昭和四三年の統計開始以来最大となりました。

一方、総人口のうち外国人は三三二万三三七四人で、前年比一・〇一%で三二万九五五五人の増となり、日本人住民が減る中、外国人住民が大きく増えている状況であります。

道内における減少率は△〇・八九%、オホーツク管内における減少率は△一・五九%となり、議員のご質問にあるとおり、本村の減少率は管内最大の△四・七六%で、前年比四九人の減となったところであります。

ご質問一点目の「人口減少が村に与える影響」についてですが、一概に人口減少と言いますが、どの年代が減少するかにより、地域に与える影響は異なると考えておりますが、いずれにいたしまし

ても人口が減るといことは、地域にとつてひとつも良いことはいないことと見ます。

この一年で大きく減少した要因としては、一家五人、六人の世帯の転出や転勤に伴う夫婦子ども世帯の転出が多く、一方の転入はほとんどが単身者であり、その差により大きく減少したものであります。

なお、昨年の人口動態では、社会動態が二〇人の増だったこともあり、減少数は三人で、減少率は管内最少の△〇・二九%でありました。

次に、「地域コミュニティ弱体化について、街頭電気代補助の上乗せも含め、村として何らかの対応を考えているか」についてであります。道内において「地域コミュニティの弱体化への何らかの対応」につきましては、町内会につきましては、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、それぞれの町内会において道路の清掃や空き地の草刈りを行う「環境美化活動」や回覧板や村の広報などを配布する「情報伝達」、お年寄りの見守りや災害時の避難誘導などの「防災活動」、花見や新年会などの「親睦活動」など、地域に住む方々が暮らしやすい環境づくりのために、様々な

様々な

活動を主体的に行う組織でありま
す。

人口減少の進行により、様々な
制度や仕組みなどが過渡期を迎え
ているところですが、役員のなり
手不足の解消については、行政が
解決できる問題ではありませんの
で、地域に住んでいる住民同士が
協力し合って担っていたきたい
と考えております。

町内会活動の活性化に向けて
は、コミュニティ活動の推進を図
るため、町内会や地区会、町内会
連合会が行う公益性のある活動に
対して支援も盛り込んだ「美しく
住みよい活力あるむらづくり応援
事業」を令和三年度に創設し、上
興部地区の町内会には毎年ご活用
いただき、環境美化活動などに積
極的に取り組んでいただいている
ところであり、引き続き地域コミ
ュニティの活性化に向けて、町内
会等の主体的な活動に支援を行っ
ていきたいと考えております。

また、町内会活動が活発になる
のであれば、制度の拡充なども検
討していきたいと考えております。
「街灯電気代補助の上乗せ」に
つきましては、いわゆる防犯灯と
して、町内会の要望に応じて設置
し、村は設置費用の全額及び電気
料の八割を負担しているところで
あり、町内会の電気代の一部負担

につきましては、これまで通りお
願いしていききたいと考えていると
ころで、町内会活動の活性化に向
けた支援とは、切り離して検討し
ていききたいと考えているところで
す。

次に、二点目の「労働力確保に
ついてどのような対策を講じてい
るか」についてですが、これにつ
きましては、先ほど大原議員にお
答えしたとおり、人材確保に向け
た必要な支援策などを、関係者と
協議していききたいと考えておりま
す。

また、「外国人労働者に対する
継続的雇用支援策や受入態勢の整
備」についてであります。現在
外国人技能実習生を受け入れてい
るのは、酪農業の一五人をはじ
め、オホーツク楽器工業で六人、
特別養護老人ホーム「興楽園」で
五人、障害者支援施設「清流の
里」では今月新規の実習生六人が
来村したとお聞きしており、合わ
せて三二人の実習生が各事業所で
貴重な人材として活躍されており
ます。

昨年一二月の議会定例会におい
て、河田議員から外国人の受け入
れに関するご質問をいただき、そ
の中で「外国人実習生の受入先と
なる事業所における人材確保の方
針が先にあるべき」とお答えさせ

ていただきました。

外国人実習生の受け入れについ
ては、受入先の事業所が主体とな
るべきで、その方針などを確認さ
せていただき、人材確保のために
行政として必要な支援はどうい
つものなのか、事業所と意見交換
をしていききたいと考えております。
なお、受入態勢の整備につきま
しては、村としては入居される方
のニーズを踏まえ、住宅の確保を
中心に行っているところです。

三点目の「西興部村観光施設の
今後の整備や活用について、ど
のような展望をお持ちでしょ
うか」についてありますが、これ
までの西興部村の観光施設の整備
につきましては、ハード面におい
ては、令和四年度から二カ年で森
林公園を整備し、令和元年度から
五カ年に亘りフラワーパーク「花
夢」造成事業を実施して参りま
した。

活性化センター「森夢」におい
ては、毎年必要な修繕のほか、備
品の入れ替え等を行なってきてお
ります。

日本庭園「興楽園」において
は、日本庭園の雰囲気損なわな
いように配慮し、四阿石貼り工事
等の各種補修工事やシカ侵入防止
柵の補修など、必要な整備や維持
管理に努めてきております。

森の美術館「木夢」では、コロ
ナ禍で中止していたウッドイスク
ールの再開やゴールデンウィーク
イベントなど各種事業を実施する
とともに、札幌や旭川でのPR活
動にも力を入れながら集客に努め
てきたところです。

今年度においては、森林公園リ
ニューアルイベントを皮切りに、
新しくなった森林公園に数多くの
方が来園され、リニューアルした
効果が現れていると実感している
ところです。

また、道の駅「花夢」にある
「からくりオルガン」は、経年
による不具合で回転装置や人形が動
かない状態でしたが、設置当初の
状態に戻すための改修を行い、音
楽に合わせて動く人形は来館者を
楽しませているところです。

活性化センター「森夢」におい
ては、調理人を確保することがで
きたことから、お盆時期からレス
トランを再開し、待ちわびた村内
外の皆様にご利用いただくことも
に、必要な施設の修繕と備品の入
れ替えなどを行ってきているとこ
ろであります。

そのほか、森の美術館「木夢」
のさらなる集客に向けて、日帰り
圏内である旭川や北見でのPR活
動にも取り組んできたところです。
今後の西興部村観光施設の整備

や活用につきましては、六月の定
例議会でも吉水議員の一般質問にお
いても答弁しているところであ
り、昨年度までに四回開催した
「西興部村の観光を考える会」の
中で新たに施設等を作るのではな
く、今あるコンテンツの洗い出し
と、それらを繋げPRしていく観
光に特化した人または団体が必要
で、その活動に対して村が支援し
ていく必要があるとされたところ
です。

本年度は、観光担当の地域おこ
し協力隊と一緒に、手法・人手・
予算などの課題を整理して、令和
七年度予算に向けて必要な洗い出
しを行なうこととしております。
いずれにしましても、新たなこ
とを始めるにはもう少し時間が必
要と考えております。

(再質問)

町内会の電気料金の負担につき
ましては、今現在八割補助しても
らっておりませんが、電気料金のや
っぱり値上げでかなりきついと思
いますので、九割の補助にできな
いかというのをお願いしたいと思
います。

また、観光施設の今後の展望整
備についてですが、花夢の中に、
例えばLEDパネルを設置して村
の映像を流してPRをするとか、
あと木夢についてもクーラーが付



いていない部分を新たにつけるのか、収入とやっぱりコスト電気代のことを考えると今のままでちょっと我慢してもらおうのかについてご返答いただければと思います。

あと花夢については、見るだけではなく飲食休憩できる場所として機能を持たせることが大事だと思いますし、かつ、上興部の住民、特に車がない方のために自動販売機を設置したり、難しいかもしませんが、コンビニを道の駅に併設するとか、車がなくても上興部地区でも暮らせる地域として整備をしていただけたらと思いますすがいかがでしょうか。

〔再答弁〕

まず一点目、街灯の電気代の関係ですが、以前LED化を実施しまして、電気代は四割以上減っている状況にあります。ただ、価格高騰等によって電気代が上がってきているといったものも当然あるかと思えます。現在、ご負担いただいているのが、一世帯当たり一〇〇〇円程度になっておりますので、何とかその部分は引き続きご負担をいただいで、それ以外の地域コミュニティですとか、町内会のいろんな部分の支援策については考えているところと現段階では思っているところがあります。

それからもう一点の観光の関係でありますけども、道の駅にLEDのパネルによる広告ですとか、また、飲食ができるようなことがあればという点ですが、非常に難しい問題でもありまして、どなたかがやっていただけるのであれば、それに対する行政の支援というのはいかがでしょうか、村が直接やっていくとなると非常に大変なのかなと思えますので、この辺は将来に向けた課題として少し検討させていただければと思っております。

あと木夢のクーラーの関係ではありますが、木夢の島方は設置させていただいておりますが、今必要とおっしゃられているのは、おそらく一番大きな広場の遊ぶところだと思えますが、どうしても天井も相当高く、今の施設のままで冷房設備を設置するとなると、かなりの経費もかかるのではないかと思いますので、もう少しモニタリング等もさせていただいて、必要であれば何らかの方法を考えていかなければならないと思っております。

各種おしらせ

【役場からのお知らせ】

■マイナンバーカードをつくりませんか

令和6年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行が終了し、保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用する仕組みに移行します。マイナ保険証をお持ちでない方には従来の保険証に代わるものとして「資格確認書」が交付される予定ですが、マイナンバーカードを持つていない方は、この機会にぜひマイナンバーカードをつくってみたいいかがでしょうか。

◆申請方法1…役場住民生活課で申請（持参するものではありませんが、写真を撮りますので必ず本人が来庁してください）

◆申請方法2…パソコンまたはスマートフォンからのオンライン申請
マイナンバーカードを持っていても保険証の利用登録がされていない場合は、保険証として利用することができません。保険証の利

用登録方法は次のとおりです。

◆登録方法1…役場住民生活課で登録（持参するもの…①マイナンバーカード、②マイナンバーカード受け取り時に登録した数字4桁の暗証番号）

◆登録方法2…パソコンまたはスマートフォンを使用して「マイナポータル」から登録
※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。

◆お問い合わせ
西興部村役場住民生活課
電話 871-2114

■「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が發送されます

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に發送されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。

控除の対象となるのは、令和6年中に納められた保険料の全額で、ご家族（配偶者やお子様等）の国民年金保険料を払っている場合は、ご自身の保険料に加え、その保険料についても控除が受けら

れます。

社会保険料控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となりますので、証明書がお手元に届きましたら、大切に保管してください。送付スケジュールは次のとおりです。

①令和6年1月1日～令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方↓10月下旬から11月上旬にかけて順次發送
②令和6年10月1日～令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者を除く）↓令和7年2月上旬

■「秋の火災予防運動」が始まります！

秋の火災予防運動が10月15日から31日まで、全道一斉に実施されます。

この運動は、住民の皆様の防火に関する意識や行動力を高めて頂くことで、火災の発生を未然に防止し、万が一発生した場合にも被害を最小限に抑えることにより、尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

これからの季節は、暖房器具の使用に伴い、火災の危険性が高くなります。特に暖房の使い始めの際は、点検や清掃を行うなど、火

災を発生させない環境づくりにご協力をお願いします。

なお、期間中は広報車と消防車による広報活動や防火巡察を実施いたしますので、住民皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和6年度全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

「3つの習慣」

- ・寝たばこは絶対にやめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

「4つの対策」

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災器等を設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制をつくる。

不明な点がある方は『紋別地区消防組合消防署西興部支署（TEL 0158-87-2537）までご連絡下さい。

火災にご注意ください！

ストーブ火災に注意！

- ・上に洗濯物を干さない
 - ・給油するときは火を消す
 - ・回りを整理整頓する
- 寝るときは必ず火を消す!!**



天ぶら油火災に注意！

- ・目をはなさい
 - ・離れるときは火を消す
 - ・過熱防止コンロを使う
- 使用後は必ず火を消す!!**



たばこ火災に注意！

- ・灰皿には水を張る
 - ・吸い殻を溜めない
 - ・ポイ捨てはしない
- 寝たばこは絶対にやめる!!**



電気火災に注意！

- ・ほこりを溜めない
 - ・たこ足配線をしない
 - ・丁寧に扱い束ねない
- 使用しないときはコンセントを抜く!!**



【北海道からのお知らせ】

狩猟期間中における道有林への入林自粛について

エゾシカ狩猟期間中（地域によって異なりますが、多くの地域では10月1日から3月31日まで）は、多くの狩猟者が道有林へ入林します。

狩猟に伴う事故防止のため、この期間の狩猟目的以外での入林はお控えくださるようお願いいたします。エゾシカによる森林等被害を低減するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎お問合せ

北海道水産林務部森林環境局
道有林課道有林管理係
担当：川島、新谷
TEL 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目
電話（011）204-5519
（直通）

【法務省より】

【旭川地方法務局からのお知らせ】

相続登記の義務化

「相続登記の義務化が始まりました！」

これまで不動産の所有者（名義人）が亡くなり、相続が発生しても直ちに相続登記がされない要因として、相続登記の申請が任意であることや申請をしないと不利益を被ることが少ないことなどが指摘されており、所有者不明土地発生の原因となっていました。そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、不動産登記法が改正され、本年4月1日から相続登記が義務化されることとなります。

した。

これにより相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内（遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日から3年以内）に相続登記申請をしなければならぬこととなりました（既に発生している相続も対象となり、その場合は、令和6年4月1日から3年間の履行期間となります）。この機会に不動産の所有者を確認していただき、相続登記が済んでいない場合は、早めに手続きをお願いします。

◎お問い合せ先

旭川地方法務局登記部門
電話（0166）38-1146
（直通）

※窓口対応時間 平日の午前9時から午後5時まで

◎手続きの詳細

法務省のホームページ
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html

■法定相続情報証明制度

「法定相続情報証明制度のご案内」相続手続では、お亡くなりになられた方に関する大量の戸籍書類一式を、相続手続を取り扱う各種窓口にも提出する必要があります。法定相続情報証明制度は、法務

局に「申出書」、「戸籍書類一式」

及び「相続関係を一望にした図（法定相続情報一覧図）」を提出することで、内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを、登記官が証明して無料で交付します。法定相続情報一覧図を利用することで、お亡くなりになられた方の相続登記、預金の払戻し、相続税の申告、各種年金手続などを行うときに必要とされる戸籍書類一式の提出が省略できます。

◎お問い合せ先

旭川地方法務局登記部門
電話（0166）38-1146
（直通）

旭川地方法務局名寄支局
電話（01654）2-2349
（直通）

旭川地方法務局紋別支局
電話（0158）23-2521
（直通）

旭川地方法務局留萌支局
電話（0164）42-0492
（直通）

旭川地方法務局稚内支局
電話（0162）33-1122
（直通）

※窓口対応時間 平日の午前9時から午後5時まで



○手続きの詳細

法務局ホームページ
https://houmukyokunoi.go.jp/homu/page7_000013.html

【その他】

■郵便局で参加するスマホ教室

対象の郵便局で、タブレットの画面上の講師によるスマホ教室の受講ができます。スマホの基本的な使い方から、スマホでできる行政サービスの使い方などを学びます。原則一対一の個別形式のため、自分のペースで参加できます。受講料無料、機種や携帯会社を問わず、何度でもご参加いただけます。

◇時期：2024年8月～

2025年1月（予定）

◇時間：10時～17時

◇場所：西興部郵便局

◇予約：楽天シニアカスタマーセンター（平日10時～16時）

0120-955-545

※楽天モバイル(株)が総務省「デジタル活用支援推進事業」における執行団体として、日本郵便(株)と協同で運営いたします。

※実施状況により早期に終了する可能性があります。お早めにご参加ください。



■アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談下さい。

○相談専用電話

アイヌの方々のための専用フリーダイヤル

0120-771-208

受付 月曜日～金曜日

（※祝日、12/29～1/3を除く）

時間 午前9時～午後5時

※相談無料・匿名可・秘密厳守
 公益財団法人
 人権教育啓発推進センター

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12

KDX芝大門ビル4階

※本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

■お子さまの教育資金を「国の教育ローン（日本政策金融公庫）」がサポート！

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

▼ご融資額 お子さま1人につき 350万円以内

▼金利 年2・40%

※母子家庭にお方などは年2・00%（令和6年8月1日現在）

▼返済期間 18年以内

▼HP 「国の教育ローン」で検索

▼お問い合わせ

教育ローンコールセンター

0570-008656（ナビダイヤル）または（03）53

21-8656

■国内での化学物質規制が大きく見直しとなりました

労働安全衛生法関係法令の改正により、令和6年4月1日から職場における化学物質規制が、大きく見直しとなっています。

「変更（改正）のポイント」

▼化学物質の製造事業者およびそれを取り扱う事業者における危険性・有害性に関する情報の伝達強化されます。

▼事業者は、その情報に基づいて

リスクアセスメントを行い、化学物質によるばく露防止対策を実行する必要があります。

▼今後、数年かけて、SDS（※1）やラベル（※2）の交付対象物質が約900物質から約2,300物質に拡大します。

▼事業場によっては、新たに「化学物質管理者」の選任義務が発生します。

※1 SDSとは、Safety Data Sheetの頭文字をとったもので、事業者が化学物質および化学物質を含んだ製品を、他の事業者に譲渡・提供する際に交付

※2 ラベルとは、SDS情報を簡略化し、化学品の危険有害性の種類や程度に関する情報を、容器や包装に貼り付けたものです。

▼問い合わせ先

事業者のための化学物質管理 無料相談窓口
 電話（050）5577-4862



■建退共～建設現場で働く労働者のための国の退職金制度です。～

建設業 退 職 金 共 済 制 度

主な特長

- 国の制度で安全確実
- 掛金が一部免除
- 電子申請方式で手続き簡単

(独) 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

TEL 03-6731-2866

令和5年度決算も“早期健全化基準”をクリアしています

村の財政の健全度を示す“早期健全化基準”とは・・・

自治体の財政破綻を未然に防ぐため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年度の決算に基づき、財政の健全度合を指標化し、監査委員による審査及び議会への報告を経て、公表することが義務づけられています。

令和5年度決算に基づき各指標を算出した結果、下表のとおり危険ラインを示す早期健全化基準をクリアしています。

▼健全化判断比率

	令和5年度数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－（注1）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	－（注1）	20.00%	30.00%
実質公債費比率	9.2%	25.00%	35.00%
将来負担比率	－（注1）	350.00%	

注1) 数値欄の「－」のうち、実質赤字比率および連結実質赤字比率は一般会計および各特別会計の決算が黒字であることから比率が発生せず、また将来負担比率についても、将来負担していくことが確定している債務や負担に対し、これを上回る収入見込と貯金（基金）があることから比率が発生しないことを表しています。

▼資金不足比率

	令和5年度数値	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	－（注2）	20.00%
下水道事業特別会計	－（注2）	

注2) 数値欄「－」は、資金不足額が発生していないことを表しています。

[言葉の説明]

- ・**実質赤字比率**：地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化。財政運営の深刻度を示すもの。数値が大きいほど深刻。
- ・**連結実質赤字比率**：一般会計や公営企業会計などすべての会計を合算し、赤字の程度を指標化。地方公共団体の財政運営の深刻度を示すもの。数値が大きいほど深刻。
- ・**実質公債費比率**：借入金（地方債）の返済額・これに準じる経費の大きさを指標化。資金繰りの危険度を示すもの。数値が大きいほど危険な状態。
- ・**将来負担比率**：一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での債務等の程度を指標化。将来の財政を圧迫する可能性を示すもの。数値が大きいほど将来の財政を圧迫する可能性が高い。
- ・**資金不足比率**：公営企業会計などの資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化。経営状況の深刻度を示すもの。数値が大きいほど深刻。

ホテル森夢 令和5年度決算の概要

ホテル森夢の令和5年度の決算状況をお知らせします。
ホテル森夢は、村の出資率100%の第三セクターによる運営で、地域の皆様に愛され、親しまれるホテルづくりを目指しております。

令和5年度決算におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が5類に移行し、人の動きが戻ったことで宿泊や宴会利用が伸び、売り上げが前年対比約12%増となりました。それに伴い、村からの運営補助金は3,600万円と前年度より800万円減少したところであります。

物価高騰等により引き続き厳しい経営環境ではありますが、これからも売上げの増加と経費削減に努めてまいります。
ホテル森夢は村の活性化にとって重要な施設でありますので、今後とも村民皆様の運営に対するご理解と、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

■株式会社 森夢 第30期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）決算報告書より

【収入】

単位：千円

科目	金額	内容
営業売上	96,439	客室、売店、入浴料、レストラン、スナック、道の駅等の売上
営業外収入	48,548	村補助金、公民館維持管理受託料、手数料等
うち村運営補助金	39,790	運営補助金（36,000千円） 電気・燃料費高騰事業者等支援事業補助金（3,790千円）
収入計（A）	144,987	

【支出】

単位：千円

科目	金額	内容
営業費用	34,685	客室、売店、入浴、レストラン食材、スナック、道の駅等の仕入
管理費	111,495	職員人件費、業務費（通信料・宣伝費他）、施設費（燃料・電気料・水道料他）等
支出計（B）	146,180	

【利益（令和5年度剰余金）】

【累積利益（損失）】

収入（A）－支出（B）＝ ▲ 1,193 千円

▲ 10,422 千円



各会計の決算が議会で認定されました

令和5年度

決算

歳入総額 **35億2,725万円**

歳出総額 **34億5,380万円**

差引総額 **7,345万円**

【一般会計及び5つの特別会計を合わせた決算総額】

令和5年度の西興部村一般会計及び5つの特別会計の決算が、9月に開催された定例村議会で認定されました。

一般会計の歳出においては、継続事業として森林公園改修整備工事、道営土地改良事業を実施しましたが、令和4年度実施のバイオガスプラント地産地消事業や西興部3丁目道路改良工事が終了したことから、前年度決算比1億2,178万円の減となりました。また、歳入と歳出の差引による剰余金6,025万円は、翌年度へ繰り越して実施する事業の財源を含め、令和6年度会計に繰越されます。

5つの特別会計では、法律などにより負担するものや借金の返済等で不足する財源を補てんするため、総額1億3,756万円（前年度対比20.1%増）を一般会計から繰り入れ歳入歳出のバランスを図っています。

会計別の決算状況は下表のとおりとなっています。

■主な建設事業等（上位10事業）

（単位：千円）

事業名	金額
森林公園改修整備事業	178,876
道営土地改良事業 「西興部地区」負担金	92,788
バイオガスプラント余剰 熱利用ハウス関連事業	81,460
橋梁長寿命化補修事業	39,435
村道流末排水路整備事業	33,539
小中学校施設環境改善整備工事	20,163
厚生診療所医療機器購入事業	10,644
越中団体道路改良工事	9,427
西興部忍路子線道路改良事業	5,593
上興部第2団地公営住宅 長寿命化改善工事	4,946

各会計別決算状況

（単位：千円）

会計名	収入済額	支出済額	差引	一般会計 繰入金
一般会計	3,062,871	3,002,625	60,246	
国民健康保険事業	117,649	114,498	3,151	10,139
後期高齢者医療事業	19,297	19,267	30	9,071
介護保険事業	115,747	109,241	6,506	22,340
簡易水道事業	75,587	73,731	1,856	40,066
下水道事業	136,096	134,440	1,656	55,942
合計	3,527,247	3,453,802	73,445	137,558

村税収入の内訳

（単位：千円）

科目	金額			構成比
	R5	R4	増減	
村民税（個人）	53,361	64,723	△11,362	50.0
村民税（法人）	4,062	4,383	△321	3.8
固定資産税	39,304	40,725	△1,421	36.8
村たばこ税	7,017	7,226	△209	6.6
軽自動車税	2,988	2,907	81	2.8
合計	106,732	119,964	△13,232	100.0

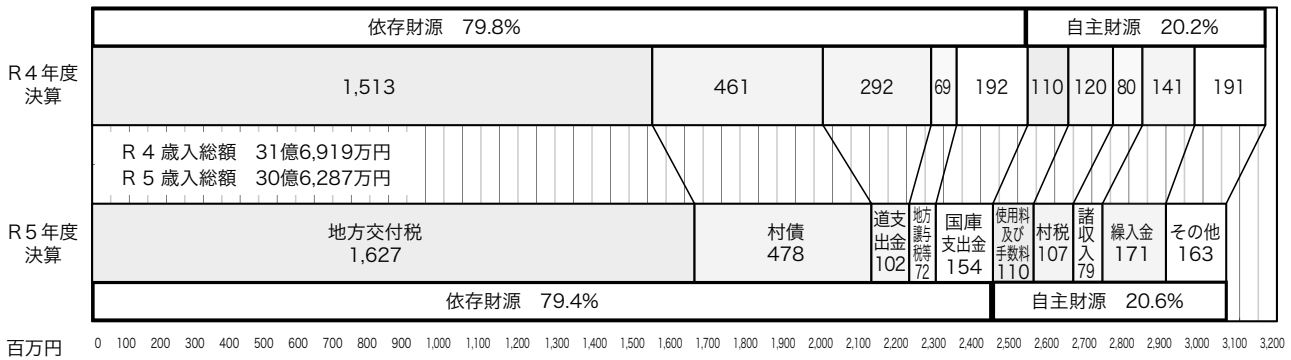


R5年度改修の「西興部森林公園遊具」

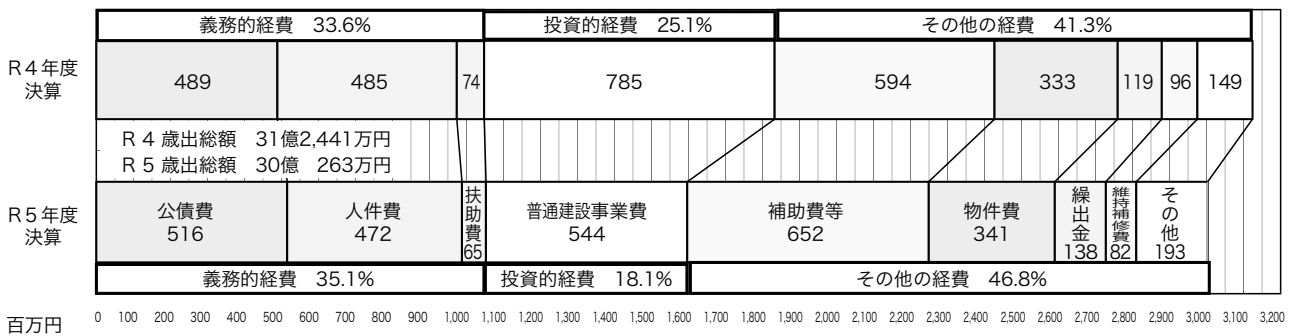
【一般会計の決算状況】

(単位：百万円)

歳入の状況



歳出(性質別)の状況

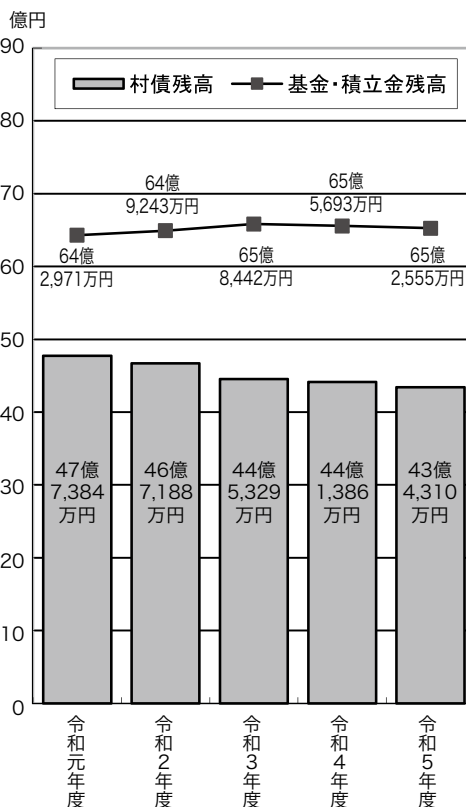


村債残高(令和5年度末)

(単位：千円)

目的別	
過疎債	2,828,341
総務債	78,646
民生債	0
衛生債	160
農林水産業債	101,723
土木債	26,692
公営住宅債	397,399
教育債	57,594
災害復旧債	0
臨時財政対策債	132,220
緊急防災・減災債	115,181
その他	4,582
一般会計債小計	3,742,538
簡易水道会計債	339,022
下水道会計債	261,544
合計	4,343,104
(参考) 令和4年度末現在	4,413,857
増減額 (R5-R4)	▲70,753

村債(借金)残高及び基金・積立金残高の推移

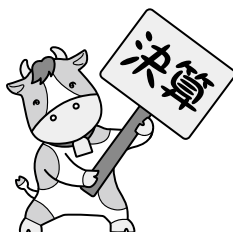


基金・積立金現在高

(令和5年度末)

(単位：千円)

財政調整基金	708,141
減債基金	561,861
特定目的基金	
公共施設整備	623,460
社会福祉事業	138,426
ふるさと名産品振興事業	116,866
ふるさと名産品振興事業	279,669
ふるさと名産品振興事業	230,303
ふるさと名産品振興事業	390
ふるさと名産品振興事業	22
ふるさと名産品振興事業	39,647
ふるさと名産品振興事業	64,869
ふるさと名産品振興事業	17,776
基金合計	2,781,430
備荒資金組合積立金	3,706,245
国保財政調整基金	29,575
介護財政調整基金	8,300
総合計	6,525,550
(参考) 令和4年度末現在	6,556,932
増減額 (R5-R4)	▲31,382



「西興部村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、西興部村職員の給与、勤務時間等の勤務条件、採用等の状況を公表します。

③その他手当の状況（令和5年度）

区分	支給実績	支給対象職員数	1人当たりの平均支給額
扶養手当	3,843,000円	19人	202,263円
管理職手当	3,218,791円	7人	459,827円
住居手当	3,979,034円	18人	221,057円
特殊勤務手当	218,000円	10人	21,800円
通勤手当	0円	0人	0円
児童手当	2,130,000円	11人	193,636円
寒冷地手当	3,857,372円	42人	91,842円
時間外手当	6,318,356円	40人	157,959円
宿日直手当	519,200円	35人	14,834円
管理職員特別勤務手当	0円	0人	0円

(7)特別職等の報酬等の状況（令和5年度）

区分	給料・報酬月額等
給料	村長 700,000円
	副村長 575,000円
	教育長 530,000円
報酬	議長 260,000円
	副議長 209,000円
	監査委員 189,000円
	常任委員長 189,000円
	議員 175,000円
期末手当	(令和5年度支給割合)
	村長 4.5月分 加算割合：15%
	副村長 4.5月分 加算割合：15%
	教育長 4.5月分 加算割合：15%
	(令和5年度支給割合)
	議長 4.5月分
	副議長 4.5月分
	監査委員 4.5月分
	常任委員長 4.5月分
	議員 4.5月分
退職手当	(算定方式) (支給時期)
	村長 給料月額×在職年数×5.126月 任期毎
	副村長 給料月額×在職年数×3.234月 任期毎(同職通算有)
	教育長 給料月額×在職年数×2.838月 任期毎(同職通算有)

(8)特別職等の寒冷地手当の状況（令和5年度）

区分	支給実績
村長	131,900円
副村長	131,900円
教育長	131,900円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間の状況（令和6年4月1日）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	無	12時00分～13時00分

(2)年次有給休暇の取得状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
1,621日	476日	42人	9.6日	24.4%

(3)育児休業の取得状況（令和5年度）

区分	男性	女性	計
承認件数	0件	0件	0件
期間延長の承認件数	0件	0件	0件

(4)介護休暇の取得状況（令和5年度）

区分	男性	女性	計
承認件数	0件	0件	0件

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、心身の故障等により職務に支障がある場合などに休職等の処分を行うことです。

懲戒処分とは、地方公務員法等に違反した場合や職務上の義務を違反した場合、職務を怠った場合、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない行為を行った場合に行われる減給や停職等の処分のことです。

令和5年度の分限処分：該当者なし

令和5年度の懲戒処分：戒告0名、減給0名

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条の規定に基づき、職員の営利企業等への従事の許可を行っています。

(1)許可件数の状況（令和5年度）

営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	0件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況（令和5年度）

研修名	対象者	修了者数
接遇応対研修	採用1年目の職員	2人
新規採用職員基礎研修	採用1年目の職員	2人
町村初級職員研修	採用2年目の職員	3人
町村中級職員研修	採用4年目の職員	1人
わかりやすい文書作成研修	採用1年目の職員	2人
新任管理者基礎研修・監督者研修	課長・係長	3人
専門研修	課長・係長・主査・主事	4人
(人事評価・法令実務・業務改善手法)職員研修会	全職員	47人

(2)勤務成績の評定の状況（令和5年度）

職員の昇任、昇格、人事異動等を実施する際には、任命権者が職員の有する能力及び適正、勤務実績等に基づき総合的に判断し、勤務成績の評定を行っています。

また、管理職について、組織的、効率的な業務遂行の一層の推進や組織の活性化のため、職員能力開発や人材育成を図るための人事評価制度を導入しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康管理事業の状況（令和5年度）

項目	受診職員数
村が実施する住民健診及び人間ドック	58人

(2)互助会等への公費補助の状況（令和5年度）

団体名	金額	一人あたりの公費負担額
北海道市町村職員福祉協会	125,638円	2,673円

(3)その他福利厚生事業の状況（令和5年度）

事業内容	職員数
西興部村職員勤続表彰	0人
西興部村職員特別表彰	0人

西興部村人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)新規採用者数

①令和6年4月1日

区分	試験			選考			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
職種	一般職	0人	0人	0人	3人	1人	4人
	医療職	0人	0人	0人	0人	1人	1人

②令和5年4月1日

区分	試験			選考			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
職種	一般職	0人	0人	0人	3人	0人	3人
	医療職	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2)再任用の状況 (令和6年4月1日現在)

再任用職員数	1人
--------	----

(3)退職者数 (令和5年度)

区分	男性	女性	計
定年退職	0人	0人	0人
勲奨退職	0人	0人	0人
その他	5人	1人	6人

(4)部門別職員数の状況 (各年度4月1日現在)

部門	令和5年度	令和6年度	増減数	主な増減理由
福祉関係を 除く一般 職政部門	議会	1人	1人	0
	総務	14人	14人	0
	税務	2人	2人	0
	農林水産	3人	3人	0
	商工	2人	2人	0
	土木	3人	3人	0
小計	25人	25人	0	
福祉関係部門	民生	8人	8人	0
	衛生	7人	7人	0
小計	15人	15人	0	
一般行政部門計	40人	40人	0	
特別行政部門	教育	4人	4人	0
公営企業等 会計部門	下水道	1人	1人	0
	その他	2人	2人	0
	小計	3人	3人	0
総合計	47人	47人	0	

(5)職員の登用状況 (令和6年4月1日現在)

区分	課長等	主幹	係長	主任	主査	係	計
男性	6人	4人	11人	0人	1人	11人	33人
女性	0人	0人	0人	5人	1人	8人	14人
計	6人	4人	11人	5人	2人	19人	47人

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況 (令和5年度決算額)

人件費	346,219千円
-----	-----------

※人件費とは、一般職及び特別職の給与、共済費、福祉協会負担金です。

(2)職員給与費の状況 (令和5年度一般会計決算額)

職員数	職員給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
44人	156,762千円	24,084千円	61,230千円	242,076千円

※職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

※給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいない。

(3)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		一般行政職	医療職
令和6年 1月1日現在	平均給料月額(円)	308,558	302,233
	平均給与月額(円)	289,917	190,260
	平均年齢(歳)	52.5	72.8
令和5年 1月1日現在	平均給料月額(円)	294,622	272,780
	平均給与月額(円)	313,543	292,220
	平均年齢(歳)	42.8	32.4

※平均給料月額とは、基本給の平均額です。

※平均給与月額とは、給料と毎月支給の手当(扶養手当、住居手当等)の合計の平均額です。

(4)職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職(円)	医療職(円)
高校卒	166,600	-
短大卒	179,100	218,800
大学卒	196,200	228,500

※国の制度と同じです。

(5)級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	標準的な職務内容	一般行政職
1級	主事補・主事・技師補・技師	10人
2級	主事・技師	3人
3級	主事・技師・主査・主任・係長	9人
4級	主査・主任・係長	9人
5級	主幹・課長補佐・主任技師・事務局長・室長・課長・教育委員会の次長	6人
6級	主任技師・事務局長・室長・課長・教育委員会の次長	4人

②医療職

区分	標準的な職務内容	医療職
1級	准看護師	0人
2級	准看護師・主査准看護師・看護師・保健師	2人
3級	主査准看護師・看護師・保健師・主任看護師・主任保健師	3人
4級	主任看護師・主任保健師・看護師長・保健師長	1人
5級	看護師長・保健師長	0人

(6)職員手当の状況 (令和6年4月1日現在)

①期末・勤勉手当

一人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,423,959円		
(令和5年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.2月分	1.0月分
12月期	1.25月分	1.05月分
計	2.45月分	2.05月分

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置・役職加算5~15%

②退職手当

	(支給率)	
	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
最高限度額	47.7090月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	

※支給率等は北海道市町村職員退職手当組合に基づいています。





2024 ジュノーへの翼

団長 松浦 隆子

9年前の、2015年以来二度目のジュノー。増えたのは歳と常備薬。生徒の皆さんと1週間行動を共にし、無事の帰国が目標になりました。

出発のふた月前に事務局から「今回は事務局も、団長もホームステイになります。」とのこと。

円安の影響でホテルの予約がとりにくく、不安と憂鬱で常備薬が増えそうな日々を送って、出発の日を迎えました。

7月27日爽やかな朝、大きなスーツケースを引きずり、親御さんに見送られ一路旭川空港へ。生徒の皆さんは、予め各自の学習テーマを決めての出国です。団長も密かにテーマを決めておりました。

羽田空港でシアトル行きの便を待つ間、円の両替。馴染みのないドルで、まだ手にしていない日本の新札を見るようにだっただけ10時間のフライトの始

まり。東京の空は既に日没が迫り綺麗な夕焼けが広がっていた。

機内では、生徒の皆さんはそれぞれ、映画を見たり、ゲームに没頭してしまいました。団長もゲームにトライしましたが、やり方が解らず断念。残念。目的地までの距離を何度も確認しているうちに、日付変更線を通過。軽い睡魔に襲われ「少しでも睡眠を。」と思いましたが、エンジン音と気圧による鼓膜への刺激で、夢うつつのまま目的地のシアトル空港到着。とても大きな空港で、世界中から色々な人種の方々が入国審査を待っていました。「あまり難しい質問はしないでね。」と祈りつつ入国審査の列へ。聞き取れる限りの単語に耳を傾けて対応、どうにか無事に入国。帰路に宿泊予定のシアトル市内のホテルの1室を借りランチャタイム。大きなランチャボックスには3人分はあるかと思われるサンドイッチ、辛そうなポテチ、カロリー高めのカッキー、そして柑橘類が1つ。生徒の皆さんが食べきれない量ではなかった。ここでジュノー出発までの時間を、市内観光班と休憩班に分かれて過ごしました。団長は数人の女子生徒さんと休憩班。折角の機会なのでホテル周辺を散策する事に。添乗員さんから「決して生徒さん達

だけで行動しないように。」とのこと。

一歩外に出ると早速、見知らぬ男性が声をかけてきました。幸か不幸か言葉が通じず無視をして、映画に出てきそうな住宅街の佇まいをカメラに収めました。生徒の皆さんに「日本と何が違うと思いますか？」と尋ねると、たった数分間、でも、それぞれのテーマに沿った視点で散策されていることを感じました。

暑さと土地勘の不安からホテルにUターン。団長はホテルの窓から、数分間に一機の割合で世界の空へ旅立つ旅客機を飽きもせず眺めていました。

現地時間午後5時半、いよいよジュノー行きに搭乗。ジュノーでは、教育長をはじめ、長年にわたり生徒の海外学習にご尽力を頂いているアニーさん、歴代のALITでありこの度のホストファミリーを引き受けて下さった皆さん、少し前に帰国したばかりのラプラントさん一家も、横断幕を掲げての出迎えてました。何故かジュノーの街中に漂う香りに9年前の記憶が甦り、懐かしさで胸がいっぱいになりました。近くの小学校で歓迎会を開いて頂き、生徒の皆さんは感謝の気持ちを込めて、よさこい踊りを披露しました。ホテルで



の総練習のかがいがあり、拍手喝采の中終了。「今迄の中で、一番良かった。」とお褒めの言葉を頂き、それぞれのホストファミリー宅に向かいました。

事務局の中内さんと私も迎えに来て下さった初対面のホストファミリー宅に。どんな方なのか？

詳しい情報の少ないまま、挨拶もそこそこに3日間お世話になるご自宅に。迎えて下さったのは、御主人と大きな「タク」という名の犬。玄関先で自己紹介、日本人の名前は覚えづらいと聞いていたので、タクを指差し「タク」、自分を指差し「タカ」と伝えました。すぐに覚えて頂き第一関門クリア。

地下のお部屋に案内されて「寝室、バストイレは自由にあなた専用です。」と。翌朝「ポーポーポー」という聞きなれない音に目が覚め、「もしかして火災警報器の音かしら？」と、辺りを確認しま

したが火災ではないもよう。

朝の挨拶をするためにリビングルームに向かうとタクが尻尾を振り迎えてくれました。昨夜は気がつかなかった眼下に広がるジュノー湾の景色に鳥肌がたちました。

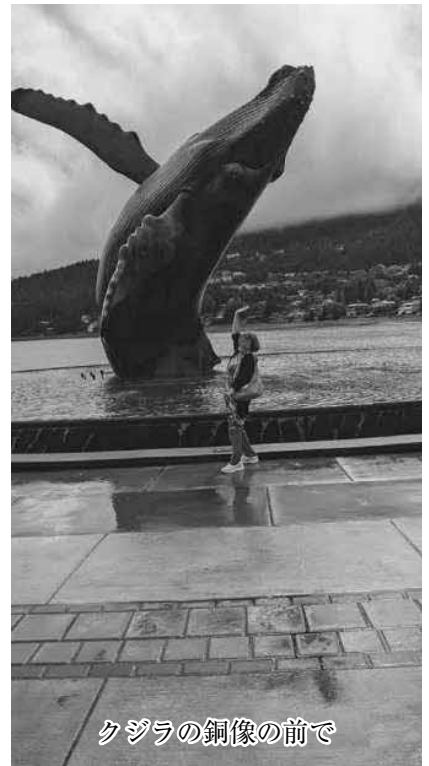
思わず「amazing view」と呟きました。5千人が乗船出来るという大型クルーズ船が4隻停泊し、優雅な姿を間近に見ることができました。暫く見とれている私に、朝の「ポーボー」の音の正体は、大型船の霧笛であると教えて下さいました。「火事かと思いましたが、間もなく湾全体を見渡せました。」と。



ホストファミリー一宅の窓からの景色

言葉の壁は、スマホのアプリを利用して、高を括ってましたが、Wi-Fiの接続が出来ず、自分の気持ちを正確に伝えることが出来ずには困りました。何度もスマホに入力しては困り顔をする私に、自宅のWi-Fi接続をヘルプして下さい、やっと互いの気持ちを通わせることが出来、遅ればせながらホームステイの始まりです。気になっていた街中の香りについて尋ねました。9年前の記憶の中にも有ったこと「何だろう？わからない。」とのことでしたが、形のないジュノーの想い出の一つになりました。

当初、ホームステイと聞いて憂鬱な日々を送り不安だらけの出国となりましたが、言葉の壁を越えホストファミリーの hospitality に触れた時、ホテルに宿泊していたら得ることが出来なかったであろう貴重な時間に感謝の気持ちでジュノー湾が霞んでみました。帰国の途に就く数時間前に「ジュノー湾の北側までドライブに行きますか？」と、声をかけて下さいました。帰国の途に就ける安堵感と、短くも共に過ごした大切な時間を想い、お伝えすべきお礼の言葉も出ず、タクを抱きしめて涙が止まらなくなってしまうほど。奥様が「またおいで。」と言って下さり、ホームステイの価値と、ホストファミリーが、日常生活の中に自然に迎え入れ共に過ごして下さった事、生涯忘れぬ時間になりました。



クジラの銅像の前で



羽田空港で円からドルに両替

また、円安+物価高の影響でホテル代が高額だったため、大人達もホストファミリーのお世話になることに。ホテル泊で味わえないホストファミリーの良さを我々引率する大人達も体感することができましたので、次回以降に行かれる方々も、ホストファミリーの温かさに触れてきてほしいと思います。

引率 西興部教育委員会
次長 中内太

令和6年7月27日(土)〜8月2日(金)の7日間、西興部中学校1・2年生9名、松浦隆子団長、引率中内次長の計11名のメンバーで生徒海外体験学習に行ってきました。目的地は、アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市を経由し、同国アラスカ州ジュノー市です。

1994年から西興部村とジュノー市は英語指導助手の派遣や児童・生徒との交流事業が始まり、30年が過ぎました。

30年を振り返ると、ジュノー市教育委員会とホストファミリーの皆様との協力・ご支援により、西興部村からは今回を含め、児童生徒296人、引率者38人、合計334人がジュノー市を訪問し、

交流を通して児童生徒はアメリカ合衆国の生活習慣、食文化などを直接体験し、日本との違いを肌で感じ、とても有意義な時間を過ごすことが出来ていると思っております。

私は過去に2度、海外出張でヨーロッパ(イギリス他)を訪問する機会をいただいておりますが、アメリカに行くのは初めてとなります。

英会話が苦手な私ですが、近年のAI技術の大幅な進歩によって、スマホ等に搭載される英会話翻訳アプリの精度が昔前に比べ格段に良くなっていることから、スマホがあれば何とかなる、と変な自信を持って現地へ向かいました。帰ってきて「英語がもっと喋れれば。」と海外出張後の感想は3回とも同じです。



さて、このプログラムは昨年
 続けての実施となりました。6月
 から中学校の総合学習として、ク
 リス先生と共にジュノー市の勉強
 や入国審査の練習、英会話フレ
 ズの勉強をして臨み、素直でしっ
 かりした9名の生徒達のお陰で、
 大きな問題もなくプログラムを終
 了し、全員無事に帰村できたこと
 にとっても安堵しております。

【7月27日(土)】〜1日目〜

4時起床。とりあえずTVを点
 けるとパオリンピックの開会式
 の模様が中継されており、しばし
 テレビ画面の前で停止。ふと我に
 返り、テレビを見ている場合では
 ないと、身支度を済ませホテル前
 へ一番乗り。

夏の爽やかな日差しと早朝の涼
 しい気温で絶好の出発びよりの
 中、保護者や地域の皆さんが見送
 りに来ていただき、出発セレモニ
 ーでは、生徒代表宮原柚季さんが
 しっかりとしたスピーチを披露
 し、朝6時過ぎに村を出発しまし
 た。

旭川空港に到着してJTBの日
 野添乗員と合流。日野さんは昨年
 のジュノーの翼にも添乗している
 ので、私も大船に乗った気持ちで
 安心してバトンタッチ。

飛行機に乗るのが初めてと言っ



シアトル行きの羽田空港待合

ていた生徒もいたので、ここから
 が未体験の旅の始まりに。スーツ
 ケースを預け（しばらく中の物は
 取り出せません）、保安検査を通
 過して搭乗手続きを順調にクリア
 します。

前の到着便が15分程遅れたた
 め、旭川空港の出発便も少し遅れ
 て10時30分前に出発。夏休み期間
 中ということもあり、今回のフラ
 イトはどの便も満席でしたが、特
 にこの旭川空港から羽田空港に行
 く便については、事前の座席予約
 等の影響で、みんなバラバラの席
 になってしまい、飛行中はおとな
 しく過ごして行くことになりました。

日野さんからは、今回の事業全
 体を通して、大変混雑が予想され

るポイント、ポイントで、思った
 ほどの混雑はなく、比較的スム
 ーズに通過し、時間に余裕を持って
 行動ができたので、この生徒達
 は、持っている」と仰っています。

お昼ちようどに羽田空港に到着
 し、弁当を受け取るも、そのまま
 国際線第3ターミナルへ移動しフ
 ライトのチェックイン。昼食を食
 べ、ドルへの両替を済ませ、登場
 手続きも難なくクリアします。

旭川空港も人は大勢居ました
 が、羽田空港はその何十倍、何百
 倍でしょうか。第3ターミナルに
 いたっては、外国人ばかりで、こ
 こはもう日本国内ではないような
 錯覚すら覚えました。

シアトル行きの便は、我々のよ
 うに夏休みを利用した小学生や高
 校生等の学生団体が何組もいたの
 が印象的でした。羽田空港を午後
 4時過ぎ頃に出発、約8時間30分
 のフライトですが、時差がマイナ
 ス16時間のため、シアトルに着い
 たのは現地時間で27日の朝10時前
 と大幅に戻ってしまいます。(日
 本でまだ旭川空港にいた時間帯で
 す。)

シアトル空港（正式にはシアト
 ル・タコマ国際空港、通称・シー
 タック）に到着し、荷物を受け取
 った後は、入国審査に向かいま

す。最初に日野さん、そして次の
 中内が、後ろに控える9名の生徒
 と同じグループでジュノーに向か
 うと伝えると、窓口の職員同士も
 共有してくれ、その後に審査を受
 ける生徒達は、それほど質問を受
 けずに、あっさりとした入国審査
 でホッとしました。

デジタル化が進みパスポートに
 もICチップが組み込まれたので、
 昔のように入国時にスタンプ
 が押されなくなつて、綺麗なまま
 なのもちょっと残念と思つたのは
 私だけでしょう。

今年度のシアトル市では、全員
 で市内観光は行わず、空港近郊の
 一室で少し休憩しながら次の便に
 備えることにしました。なお、時
 間に余裕があるので、希望する生
 徒達で市内観光をする班とに分か



シアトル市スタバ1号店



歓迎レセプションでよっちゃんれ演舞

れることにして、まずは、近隣ホ
 テルの待合室に移動し昼食です。
 食事後のちよつとした空き時間
 に、生徒達が自発的に、よつちや
 れの最終練習を行い準備万端。

その後、晴れて穏やかな天候の
 中、中内が同行するシアトル観光
 班は、ミニバスの中で現地スタッ
 フ江口さんのガイドでシアトルの
 生い立ちや産業等を聞いたり、T
 ーモバイルパーク球場を車窓から
 見たりしながら、目的のバイクプ
 レイスマーケットのスタバ一号店
 へ。運良く40分程の待ち時間で入
 店し、無事に買い物も済ませまし
 た。その後、お土産屋さんに寄つ
 たり、マーケット内を散策し市内
 観光は終了。

ジュノー行きの便は午後5時半

頃に出発し、2時間30分ほどのフライトでしたが、シアトルとの時差はマイナスイ時間になるため、ジュノー時間で19時過ぎに到着しました。

ジュノー空港に到着してから荷物を受け取り場所に向かう途中で突然歓声が。つい先週に帰国したクリス先生が、同じく1ヶ月前に帰国したクリス一家とともに空港内に迎えにきてくれ、生徒達も再会に大興奮。現地コーディネーターとして長年サポートしてくれているアニーさん、ドレーンさんもお出迎えをしてくれました。皆さんと軽く挨拶し、小雨の中、スクールバスに乗ってリバーセント小学校に向かいました。

小学校の歓迎会場では、空港で出迎えてくれたメンバーの他に、ホストファミリーのケイラ先生（平成30年〜31年の村A.L.T.）、ローターズファミリー（平成27年〜29年の村A.L.T.家族）や現地通訳をしてくれるピアスちひろさんとそのご家族、他の受け入れ先ホストファミリーの皆さんとの顔合わせ。

歓迎レセプションでは、冒頭にはフランクハウザー教育長から歓迎の挨拶をいただき、アニーさんからは、この後の天気予報は雨だけど晴れるから大丈夫と力強いお

言葉をもらいました。次に、生徒を代表して佐伯南実さんから英語のスピーチを披露、生徒全員からホストファミリー受け入れのお礼として「よっちゃれ」を演舞しました。一生懸命踊りきり、たくさん拍手をいただきました。

【7月28日(日)】〜2日目〜

本日は午後からのアクティビティとしてホエールウォッチングです。オークベイの港に行き、そこから船に乗り約2時間のクルーズを行いました。

心配された天気も雨は降らずに絶好のホエールウォッチング日和のなか、最初のポイントでは、遠くにシャチの尻尾が。生徒達は船のデッキに出て写真を撮ったり、気分よく景色を堪能してました。



ホエールウォッチング

その後、ポイントを変えるために別の地点に移動。新しいポイントでは、すぐ近くに鯨の背中を目撃。その後もたくさん鯨を見ることができました。

ホエールウォッチングのみで全体的行動は終了し、それぞれのホームステイ先に帰宅しました。

【7月29日(月)】〜3日目〜

今日は前日と打って変わって、盛りだくさんのメニューです。最初のアクティビティはトレッドウェル鉱山跡地のウォーキングツアーです。昔のジュノーの基幹産業である金鉱があった場所には、学校や、独身寮、金を採掘する工場があったようですが、大火事でそのほとんどが全焼してしまい、現在では緑豊に生い茂り、犬の散歩やランニングコースになっています。

その後、シラスカヘリテージアーツキャンパスで銅板を加工して指輪やブレスレットを作る体験です。アート体験講師のライアン先生の指示に従い、肌を傷付けないようにヤスリがけをし、ハンマーで叩いて模様をつけ、最後に指の太さに合わせて丸めると完成です。



トレッドウェル鉱山跡地ツアー

TREADWELL MINE
1882-1922



指輪・ブレスレット制作

す。ガイドのリッチさんの説明を受けながら奥に進んでいくと、施設の跡地や金鉱の歴史が記された建物もあり、とても勉強になりました。

この後は、アーツキャンパスで銅板を加工して指輪やブレスレットを作る体験です。アート体験講師のライアン先生の指示に従い、肌を傷付けないようにヤスリがけをし、ハンマーで叩いて模様をつけ、最後に指の太さに合わせて丸めると完成です。

ねのランチです。ジュノー市内でも大変有名なブルウィンクルズピザというお店に行き、美味しいピザを沢山食べました。

昼食後は、ダイパークという大きな鮭の養殖場の見学です。魚道や池須を見ると隙間なく鮭が泳いでおり、その規模に驚かされました。（周辺の海ではアザラシが鮭を食べている姿も目撃。）室内には大量の鮭の稚魚を成育させる場所があり、上から覗くように見学ができました。同じ施設内にはミニ水族館も併設されていました。

まだ終わりではありません。この後はメンデンホール氷河に移動します。地球温暖化の影響を受けて年々氷河の面積は少なくなっているそうです。我々は（朝も相当



ダイパークの鮭養殖場





ジュノー市関係者との夕食会

歩いたと思います(が)ナゲット滝まで歩いてハイキングです。とても壮大な滝で迫力がありました。ハイキングから戻る途中に、少し雨に当たった程度で、アニーさんの予言通り、生徒達のために天気が良いなってくれたようです。

三日目の日程もこれでようやく終わり、大人はこのあとジュノー市教育委員会の関係者との夕食会を行いました。

夕食会では、フランクハウザー教育長が急遽欠席となりましたが、アニーさん、ドレーンさん、そしてホストファミリーのクリス先生、ジョイ・ローターズ先生、マークさん、そして、来年、ジュ

ノーから西興部を訪問する計画のあるケイティ先生も参加してくれて、楽しくお話をしながら食事をとることができました。

【7月30日(火)】〜4日目
今日でジュノー最終日です。時間が過ぎるのは本当に早くあつという間でした。この日は夕方までホストファミリーにお任せプランとなっているのですが、私と松浦団長は、フランクハウザー教育長へ表敬訪問です。

長年、西興部村とジュノーの橋渡しをしてくださっているアニーさんも同席し、現地通訳者のちひろさんに翻訳してもらいながら、ジュノーとの30年に渡る交流への感謝状を手渡し、8月に来村する新ALITを心待ちにしている、来春にジュノー市から村に訪問する計画を歓迎する、2年後実施の生徒海外体験学習受け入れのお願い、等についてのお話をしました。

フランクハウザー教育長は快く受け入れてくださり、今後も西興部村との交流を盛んにしていきたいとお話しされました。アニーさんとは、今回のプログラム内容や次回以降のプラン



フランクハウザー教育長表敬訪問

について協議すると共に、来年のジュノーから西興部村への訪問についても意見を交わしました。フランクハウザー教育長も来村することを希望しておりました。

午後からは、ホストのマークさんとダウンタウンへ行き、トラム(ロープウェイ)で山に登ったり(男子生徒ともバツタリ遭遇)、アラスカ州立博物館見学、お土産も購入し、あつという間に時間は過ぎ去りました。

夕方17時にジュノー空港に集合して、シアトルまで帰ります。空港には各ホストファミリーが生徒達を送り届けてくれ、アニーさん、ドレーンさんとちひろさん家族も見送りにきてくれました。名残惜しくも手荷物検査を済ま

せ、ジュノーの皆様とお別れ。クルスファミリーは保安検査場ギリギリまで見送っていただきました。ホストファミリーの皆さん、4日間生徒達、そして私たち引率にも楽しく素晴らしい時間を与えてくれてありがとうございます。

ジュノー空港を19時に出発。今度はシアトルとの時差が1時間進むことになるので、シアトルに着したのは22時半くらいと、とても遅い時間で生徒たちもお疲れの様子。やつとのことでホテルまでの送迎バスに乗り、宿泊する各部屋へ着いたのは日付が変わる直前。まずは部屋の中の電気や水まわりが正常に使えるかをチェックしてから就寝に。でも明日の朝からの日程を伝え、私も含め生徒達は遅くまで荷物の整理をしてから眠ったことと思います。

【7月31日(水)】〜5日目
朝食バイキングは朝7時過ぎに集合としましたが、みんな寝坊せずに起きて食事を済ませ、8時過ぎにはホテルをあとにしました。

この日は11時40分にシアトル空港を出発して約10時間のフライトで羽田空港まで向かいます。アメリカから日本に帰るときは、16時間早送りになるので日本に到着するのは31日が終わって翌1日のお

昼過ぎになります。飛行機は来るときと同じデルタ航空の飛行機、使い勝手の知ったモニターで再度映画やゲームに興じたり、疲れてぐっすり眠ったりと、最後の長いフライトです。

【8月1日(木)】〜6日目
14時過ぎに無事に羽田空港に着きましたが、東京の湿気と暑さも併せてお出迎え。入国審査は日本人に関して厳しくなく、ホテルのある第二ターミナルまでシャトルバスで移動。

夕食は、久しぶりの日本食です。お寿司とうどんを食べるグループに分かれて食事を行いました。お茶LOVEな生徒もいて、美味しい日本食を堪能しました。

海外研修では、現地の良さも体験できますが、我々の住む日本の素晴らしさを改めて再認識できる良い機会となります。

【8月2日(金)】〜7日目(最終日)
いよいよ最終日です。お昼のフライトということで11時チェックアウトでも余裕があるので、ホテルの朝食buffetは時間を決めず各自自由に。でも生徒達はみんな揃っていたらいいなと思います。

羽田から旭川空港へはAirDで。昼弁当をもらい、12時15分

発の便に乗って1時間半ほどで旭川空港に到着。7日間お世話になった日野さんに生徒一同から感謝を伝え、ここで別れです。

あとは村バスで西興部村への帰路に。帰りのバスは疲れて寝てしまふのか？ と思いきや、出発日と同じように、またクイズ大会が開始され車内は賑やかに。

村の中に入ると懐かしい景色にホットする生徒もいて、17時30分に村役場前に無事到着しました。

駐車場には、保護者の方がお迎えに来てくれていて、みんなも久しぶりに会う親御さんの顔を見て

安堵したことと思います。大きなスーツケースと沢山のお土産と思いい出話を持って各自解散し、本研修は終了です。

最後に、今回参加してくれた9名の生徒達とともに貴重な海外体験を経験できたことに感謝するとともに、我々のために準備からエスコートまでしていただいたジュノー市の皆様、村から暖かく送り出してくれた先生・保護者や関係者の皆様に、この紙面をお借りしてお礼を申し上げ、事業報告といたします。大変ありがとうございました。

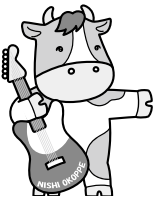


ジュノー空港で最後の1枚

故森 豊規氏に 叙位「正六位」が授与されました

このたび、故森豊規氏（元村議会議員）の生前のご功勞に対し、叙位「正六位」が授与され、去る8月23日、菊池村長より叙位の伝達が行われました。

故森豊規氏は平成3年5月に地域住民に推されて西興部村議会議員に初当選以来、平成31年4月までの連続7期28年の永きにわたり在職し、この間、副議長を4年、議長を14年歴任し高邁な政治信念をもって、地方自治の振興に尽力されたとともに、農業委員会委員も務められ、豊富な経験と識見をもって農業の振興に貢献した生前の功績が認められ、このたびの授与となったものです。



子育て支援センター『里住夢』だより



暑かった夏が過ぎ、涼しい季節となりましたね。

今年も支援センターでは、ベランダで水遊び、花夢でのお散歩、花夢から提供していただいたお花を使用してのフラワーアレンジメント、すいか割り（実際には「すいかたたき」でしたが……）と、夏ならではの活動を楽しみました。



自由遊びの時間は、0～1歳のお子さん、容器におもちゃを入れようとする姿が見られるようになり、渡されたものを持つばかりだった遊びが、少しずつ変わってきました。この後、徐々に親指と人差し指で小さなものをつまめるようになってくるでしょう。

つまむと、「なんだろう？」と口に入れて確かめたくるので、目が離せなくなります。

これが、指先の力が発達してくる1～2歳のお子さんになると、この2本の指のつまむ力が強くなってきて、遊びのバリエーション

も広がり、手首をコントロールする力も育ちます。

布を畳んだり、道具を使って移し替えたり、楽器を鳴らしたりするのは、手首の柔らかな動きがあってこそのもので、それまでは、左右の往復だけだった描画が、ぐるぐる丸に変わります。子どもは丸を「描こう」と思っているわけではありません。手首をコントロールする力が育ってきている大きな証です。

今後の支援センターでは、秋を取り入れた活動を計画中です。皆様のご参加をお待ちしています。



○開館日

月～金曜日（土・日・

年末・年始・祝祭日は休館）

○開館時間

（5月～9月）午前10時～午後4時
（10月～3月）午前10時～午後3時

○問い合わせ

役場保健福祉課 Tel 87-2114

保健師だより

だ液と健康

毎日当たり前に出てくる「だ液」。だ液は大切な働きを持つていることをご存じでしょうか。今回はだ液の働きについてご紹介します。

【だ液の3つの働き】

①食事を助ける
消化を助ける…だ液に含まれる消化酵素が炭水化物を糖に分解し、消化を助けています。

・飲み込みを助ける…だ液は食べ物を柔らかくし、飲み込みやすくしています。
・味がわかる…食べ物の味成分が、だ液に溶け込むことで、味を感じる器官へ味成分を取り込みやすくしています。

②お口の健康を守る
・お口を綺麗にする…だ液が食べかすや汚れを洗い流してくれます。

・虫歯予防…食後には、虫歯菌が出す酸によってお口の中

が酸性になります。だ液はその酸を中和する作用があります。さらに、虫歯菌によって溶けだした歯のエナメル質を修復する働き（再石灰化）も持っています。

※だ液だけでは全てを綺麗にすることは難しく、歯磨きなどの口腔ケアも行うことで、お口を清潔に保つことができます。

③身体の健康を守る
・免疫・抗菌作用…外からの細菌の侵入を防いでくれます。
・粘膜保護…お口の中を潤し、粘膜を保護する働きがあり、傷や乾燥を防ぎます。



【だ液が少なくなると…】

だ液は、ストレスや緊張、加齢、筋力低下、疾患などの要因によって分泌が減少します。だ液が少なくなること

で、ドライマウス（口腔乾燥）や嚥下障害、歯周疾患などが起こりやすくなります。

【だ液を増やそう！】

①だ液腺マッサージ
・耳下腺：上の奥歯あたりの頬を軽く押しながら、円を描くように10回程度回す。

・顎下腺：耳の下から顎の先へ向かって指を移動させながら、顎の内側を10～20回押す。
・舌下腺：両手の親指を揃え、舌を押し上げるように顎の下を10回押す。

②舌で左右の頬の内側を交互にタッチ！
できる方は頬を手で抑えて負荷をかけてみましょう。（各10回）

③生活の中でできること
・歌う、話すなど、口をよく動かす。
・よく噛んで食べる。
・鼻呼吸をする。

（口の乾燥を防ぎます）

このように、だ液は私たちの健康を守る働きを持っています。だ液を増やして健康を維持しましょう！

問い合わせ 保健福祉課 保健係
Tel 87-2114

Assistant Language Teacher

クリスティーン ハフ

Christine Huff

Alaska

Juneau

ALT 講師の ご紹介

こんにちは！私の名前はクリスティーン・ハフです。8月21日に、成人している息子のベン、14歳の猫ピンゴ、スキー板や多くの荷物を持って、西興部に到着しました。これからの2年間、私はALTとして働きます。ジュノー市と西興部村の長期的な関係の一部となることを光栄に思っています。

西興部に来てまだ短い間しか経っていませんが、すでにとても温かく迎えられ、家にいるような気持ちです。皆さんがとても親切でフレンドリーです。

引っ越して住むことは、観光で訪れることとは全く違います。私には息子のベンに加えて、アラスカに3人の成人した子供と3人の孫がいます。会えなくなるのはとても寂しいですが、日本での冒険の写真や話をして楽しんでいます。

日本の食べ物はとても美味しいです。自動販売機もとても楽しく、息子と私は羽田空港でアイスクリームを自販機で買うという新しい体験をしました！

学校の給食では日本の料理を楽しんでおり、今は箸の使い方を練習中です。まだ上手に扱っていませんが、少しずつ上達しています。西興部の牛乳は、アメリカの牛乳よりも濃厚でクリーミーで、とても美味しく驚きました。

西興部を囲む海と森の美しさにも感動しています。

ジュノーにも海がありますが、大きな島々に囲まれており、紋別の広い海とは全く違います。ジュノーの海は通常、暗い緑色や濃い青色ですが、こちらの海は明るい青色です。

わたしはアラスカにいるときに、外で過ごすのが好きなので、たくさんのアウトドア活動に参加しています。主に、ハイキングやカヤックを楽しんでいます。これから、北海道の美しい自然を探索するのが楽しみです。

アラスカでは、数日にわたって行う長距離のカヤックやハイキングを行ってきました。今回はカヤックを持ってきませんでしたが、テントは持ってきたので、ここでも自然の中で過ごすのを楽しみにしています。

また、クロスカンリースキーも好きです。

ジュノーでは雨が多いので、天気が良くない時は縫い物やキルト作りを楽しんでいます。

日本に来てからは、新しいことをたくさん学んでいます。

ボタンがたくさんついたトイレの使い方や、左車線を運転すること、方向指示器がアメリカとは逆の位置にあるため、間違った方向にウィンカーを出してしまうこともあります（もしウィンカーと違う方向に曲がっている車がいたら、それは私かもしれません！）。他にも、パソコンの画面を翻訳しながら使ったり、名前を日本語で書く方法を学んだり、日本の携帯電話の契約をしたりしています。また、異なる種類のお金の使い方も学んでいます。細かい違いでいうと、例えば、アメリカでは白いトイレトイレットペーパーしかありませんが、こちらでは多くの選択肢やデザインがあります！

違うものはたくさんありますが、同じものがあつたのには驚きました。ジュノーと同じ花が庭で咲いたり、同じ鳥がいたりします。

道路沿いに咲くひまわり畑や黄色いデージーを見るのが大好きです。

日本の学校はアメリカの学校とは運営方法が大きく異なりますが、生徒たちの行動は同じです！彼らとともに過ごす時間が楽しみです。

以前のALTの方々から、西興部の人々がとても親切であるという話をたくさん聞いていましたが、実際に来てみると、それが本当であることが分かりました。皆さんがとても親切に接して助けてくれます。

私は西興部で素晴らしい時間を過ごすことができると確信しています。



敬老会が開催されました

多年にわたって地域社会の発展に尽くしてこられた皆様のご長寿をお祝いするため、敬老の日に敬老会が開催されました。村から敬老祝い金・記念品をお渡しした喜寿・米寿等の方は、次のとおりです。いつまでも、お元気で過ごしてください。



◇喜寿（77歳）祝い金対象者
（敬老会贈呈）

- 山田 奎二さん
- 山田 千恵さん
- 森本 俊逸さん
- 山本 恵美子さん
- 我妻 恵美子さん
- 大友 光子さん
- 泉田 啓子さん
- 海老子 恵美子さん
- 菅原 和憲さん
- 伊藤 彌須弘さん
- 佐藤 和歌子さん



◇85歳 記念品対象者
（敬老会贈呈）

- 笛田 千枝子さん
- 小野寺 美子さん
- 谷口 ハツさん
- 峯田 美智子さん
- 大西 貞子さん
- 石川 克己さん
- 千葉 芳雄さん
- 小林 勝敏さん
- 長江 美知子さん
- 原 壽さん
- 森 順子さん
- 鈴木 幸さん
- 牧野 文江さん



◇夫婦180歳 記念品対象者
（敬老会贈呈）

- 伊藤 直義さん
- 伊藤 富子さん



◇米寿（88歳）祝い金

（令和6年3月～9月末日・各戸贈呈）

- 千葉 英子さん
- 苫米地 絹代さん

人のうごき

（9月30日現在）

（6月30日対比）

人口	人	(人)
男	人	(人)
女	人	(人)
世帯数	戸	(戸)